

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 三三
- 青少年に有害な図書類として指定する件 三三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三三
- 土地改良事業計画を適当と決定した件 三三
- 保安林の指定を解除する予定である件 三三

- る件三件 三五
- 公 告 三五
- 免税証を無効とする件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五
- 建築士法による免許を取り消した件 三五

福 島 県 監 査 委 員 会

- 地方自治法により包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 三五

正 誤

- 平成二十年五月二日付け定例第九百七十五号中 三五

告 示

福島県告示第四百二十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
------	-----	----------	-----

一八四	ゲッチョ先生の卵探検記	盛口満・著(株式会社山と溪谷社)	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般
一八五	地球温暖化、しずみゆく楽園ツバル―あなたのためにせつなものはなんですか？	山本敏晴・著(株式会社小学館)	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般
一八六	としよかんライオン	ミシエル・ヌードセン・作、ケビン・ホークス・絵、福本友美子・訳(株式会社岩崎書店)	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第四百二十四号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六四七〇	雑誌	特冊新鮮組DX ^{デラックス} 6月号 (0668116)	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四七一	書籍	劇画実話恐怖 いま、殺りにゆきます	株式会社宙出版	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害
六四七二	コミック	多重人格探偵サイコ ①	株式会社角川書店	著しく青少年の健全な育成を阻害

六四七三	コミック	多重人格探偵サイコ ②	株式会社角川書店	するおそれがある。
六四七四	コミック	多重人格探偵サイコ ③	株式会社角川書店	
六四七五	コミック	× ^ダ ゲーム (54245-98)	株式会社幻冬舎コミックス	
六四七六	雑誌	チャンプロード 6月号 (06231-06)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四七七	書籍	復讐の本	株式会社三才ブックス	
六四七八	コミック	インモラル ① (50523-82)	株式会社芳文社	

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年五月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者
(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 別紙書面のとおりに
- (変更後) 別紙書面のとおりに
- 三 変更した年月日

- 四 平成二十年四月十一日
届出年月日
平成二十年五月十四日
届出をした者
- 五 郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおりに)

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西郷村土地改良区から平成二十年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十三日認可した。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、とうわ東地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年六月二日から
同 月二十三日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
二本松市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法第八十一条の規定により、新地町が新地地区に係る村づくり交付金事業(農業生産基盤整備一般)を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類

公告第二百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年五月十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人歩つとあかり
- 三 代表者の氏名
長沼 須美子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県西白河郡西郷村大字米字米村五十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して高齢となっても安心して地域に住み続けることができるような介護支援事業や健康活動支援事業を行うことにより、地域社会の福祉や健康増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百八十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成二十年五月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十年五月二十一日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名
山岸 瑞夫
- 三 登録番号
第七千八百九十九号
- 四 免許の取消しの理由
建築士法第八条の二の規定による届出があったため
（建築指導課）

福島県監査委員会

福島県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年 5月30日

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
橋本 寿	福島県郡山市駅前一丁目4番4号
渡辺 和 栄	福島県郡山市山根町三丁目25番地 ネオハイツ郡山南1106
齋藤 匡 弘	福島県郡山市開成六丁目75番地
半沢 裕 子	福島県郡山市富田町字大徳南19番地1 フォーストハイツA 202号
遠藤 美 枝	福島県田村市船引町春山字上ノ台464番地

福島県監査委員 小松山 善美
 福島県監査委員 加藤 雅美
 福島県監査委員 野崎 直美
 福島県監査委員 高野 宏之

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成20年6月2日から平成21年3月31日まで

正 誤

ページ	段 行	正	誤
二八五	上 目次中	狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する件	狩猟について必要な適正に係る試験及び講習を実施する件
二九〇	上 後ろか ら八	適性	適正

○平成二十年五月二日付け定例第九百七十五号中

二八五	上 目次中	狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する件	狩猟について必要な適正に係る試験及び講習を実施する件
二九〇	上 後ろか ら八	適性	適正